

春日井市老人クラブ社会活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資するため、予算の範囲内で、老人クラブが行う社会活動促進事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する老人クラブとする。

- (1) 会員は、老人クラブの活動が円滑に行うことができる程度の同一小地域内に居住する概ね60歳以上の者で構成されていること。
- (2) 会員数は、概ね30人以上であること。ただし、特別の理由があり、市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 老人クラブは、ボランティア活動等地域に根ざした社会活動を実施していること。
- (4) 老人クラブの運営は、会員により自主的かつ民主的に行われていること。
- (5) 老人クラブに会員相互による代表者1名を置くとともに、必要に応じて役員を置いていること。
- (6) 老人クラブ活動費に充てるため、会員から会費を徴収していること。
- (7) 春日井市老人クラブ連合会に加盟していること又は加盟予定であること。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、老人クラブが行う次の事業とする。

- (1) ボランティア活動に関する事業
- (2) 生きがいを高めるための各種活動に関する事業
- (3) 健康づくりに係る各種活動に関する事業
- (4) その他老人クラブが行う社会活動に関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 行事費、会議費、消耗品費、印刷費及び通信交通費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、年度の途中で結成した老人クラブにあっては、第1号の額は結成した月から起算した月数を乗じて得た額とし、第2号の額は結成した日における会員数を乗じて得た額とする。

- (1) 月額 3,880 円
- (2) 会員一人当たり年額 200 円(当該年度の4月1日における会員数とする。)

2 前条の経費が、前項の規定により算出した額を超えない場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の額は、前条の経費の額とする。

(申請の期日)

第5条の2 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日（年度の途中で結成した老人クラブにあっては、結成後、申請書類の提出に必要と認められる期間を経過する日）とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、老人クラブ会員名簿とする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、老人クラブの請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を

添えて、補助事業の完了の日から 20 日以内又は会計年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収入・支出決算報告書

(関係書類の保存)

第 10 条 規則第 12 条の帳簿、書類等の保存年限は、補助事業完了後 5 年間とする。

(書類の提出部数)

第 11 条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ 1 部とする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 5 日から施行する。